

令和6年度 野々市ブランド認定

申請の手引き

令和6年8月

野々市市地域政策部地域振興課



【野々市ブランド認定マーク】
「ののいち」の「の」と「の」、
「”いち”を表す人差し指」を組み合わせて、
「の・の・い・ち」を表現。
カラーは優れた產品の品質を表しています。

1 概要

地域内の特色ある産品のうち、特に優れたものを「野々市ブランド」として、市が認定します。市と認定事業者が協力して認定品の魅力を発信し、販売を促進することにより、市及び認定品の知名度やイメージの向上、地域産業の活性化を目指します。

2 認定の対象

野々市市内で（1）生産（2）製造（3）加工（4）販売のいずれかがされているもの。

農産物、加工食品、工業製品、工芸品、生活雑貨、IT 製品等のジャンルは問いません。

3 認定の基準

以下の基準により認定の適否を審査します。

認定の基準	内 容
地域性 (野々市らしさ)	市民に親しまれていると思う具体的な利用実例がある。 など
信頼性・安全性	味、デザイン、機能性等に優れ、他に誇れる高い品質を持ったものである。 など
独自性	コンセプトが独創的でアイデアに富んでいる。 など
市場性・将来性	品質と価格のバランスが適切である。 など

※審査項目の詳細や採点方法は、「野々市ブランド認定委員会 採点表」でご確認ください。

4 認定によるメリット

- ・野々市ブランド認定証が交付されます。
- ・奨励金として、10万円が交付されます。
- ・認定マークの表示ができます。
- ・市が認定品のPRを支援します。
 - 野々市ブランド認定品紹介チラシへの掲載
 - 市ホームページ、広報、SNS、パンフレット等の各種広報物への掲載
 - 市観光物産協会展示コーナーでの紹介
 - いしかわ県人祭等の県内外プロモーション活動での展示、販売
- ・市の小規模事業者向け、補助金の上限額が上がります。

5 審査の方法

審査会（認定委員会）を開催し、書類審査及び申請者によるプレゼンテーションを通して、產品が認定基準に適合するかを審査します。また、必要に応じて聞き取りを行うこともあります。（プレゼンテーションに参加できない場合は失格となります。）

6 認定スケジュール

令和6年 8月1日（木）	募集開始
↓	
9月30日（月）	募集締切
↓	
11月19日（火）	
11月20日（水）	書類審査・プレゼン審査 ※
11月21日（木）	

※募集期間終了後に、審査会の開催日時等を申請者に連絡します。

※申請受付件数により、審査会の開催予定日が変更となる場合があります。

↓
令和6年 12月下旬～令和7年1月頃 認定決定、認定証交付

手続きについては 9 申請の方法 をご覧ください。

7 認定の有効期間

有効期間は、認定を決定した日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までです。

認定の更新を受けようとするときは、有効期間の満了日の60日前までに必要書類を提出してください。

8 認定に係る費用

認定に係る費用は無料です。

9 申請の方法

野々市ブランド認定申請書に必要書類を添えて、野々市市地域振興課に提出してください。

募集締切：令和6年9月30日（月）17時（必着）

申請に必要な各種書類については、野々市市地域振興課に請求いただくか、野々市市ホームページ (<https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/9/29119.html>) からダウンロードしてください。

（1）申請窓口

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地
野々市市 地域政策部 地域振興課 産業振興係

（2）提出する書類等

- ① 野々市ブランド認定申請書（様式第1号）
- ② 野々市ブランド認定申請書補足資料
- ③ 参考資料（申請する产品的パンフレットや写真等）

（3）注意事項

- ① 認定の審査は申請書類に基づいて行われますので、野々市ブランド認定申請書及び認定申請補足資料はできるだけ詳しく記入してください。
- ② 提出いただいた書類等は返却しません。
- ③ 提出いただいた書類の内容につきましては、認定の審査及び認定品のPR以外には使用しません。
- ④ 申請商品は関係法令に違反していないことが前提です。特に、知的財産権、食品衛生法、食品表示法、景品表示法、健康増進法、医薬品医療機器等法などは十分確認の上、申請してください。

10 認定後の注意事項

- (1) 認定品の内容に変更があった場合は速やかに必要書類を提出してください。
- (2) 毎年度終了後1箇月以内に、認定品の生産量及び販売額等の実績を報告してください。
- (3) 以下の場合は認定を取り消すことがあります。
 - ① 認定基準に適合しなくなったとき
 - ② 虚偽の申請により認定を受けたとき
 - ③ 野々市ブランド認定要綱の規定を遵守しなかったとき
 - ④ その他制度の運用に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき

11 その他

審査の結果、ブランド認定に至らなかった場合でも、優れた產品と認められる申請品については、「野々市ブランド推奨品」として、市ホームページ等に掲載し、PR支援を行います。（1年間の期間限定）

12 問い合わせ先

〒921-8510 野々市市三納一丁目1番地

野々市市役所 地域政策部 地域振興課

電話番号：076-227-6160

F A X：076-227-6205

E-mail : chiiki@city.nonoichi.lg.jp